

水銀を含む廃棄物の適正な処理について

平成25年10月環境への水銀の人為的な排出を削減し、地球規模の水銀汚染の防止を目指す国際条約「水銀に関する水俣病条約」が採択され、平成27年6月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が公布されました。これを受けて、平成27年12月1日に環境省が「家庭から排出される水銀使用製品の分別回収ガイドライン」を策定し、水銀使用製品が一般廃棄物として排出された際の取り扱いに関する留意点が示されました。使用済みの水銀使用製品及び水銀使用製品が破損した際に使用した掃除用具など(水銀が付いた物)を有害ごみとして、適切な分別・排出をお願いします。

◇水銀を含む廃棄物の出し方◇

①「水銀体温計」・「水銀温度計」・「水銀血圧計」、「乾電池類」、「蛍光管」

収集日：4週に1回の粗大ごみ収集日

出し方：破損しないように出してください。

※体温計などは割れないように保管ケース等に入れて出してください。

※蛍光管は割れないように購入時の筒や新聞紙などで包んで出してください。

※有害ごみとして一緒に出すことができます。

参考

	水銀体温計	水銀温度計	水銀血圧計
水銀含有量	約1.2g	約3.7g	約48g
※蛍光管換算	約200本	約620本	約8,000本

注意

可燃ごみとして出されますと、焼却施設で大気中に拡散し汚染が拡大することになります。環境汚染を防止するため、粗大ごみの収集日に有害ごみとして出してください。

水銀による環境汚染を防ぐため、これらの廃棄物の適正な分別と排出にご理解とご協力をよろしく申し上げます。

問い合わせ先
御所市環境建設部
環境業務課 庶務係
電話：0745-66-2539